

第20回西和賀町議会定例会

令和8年6月16日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりです。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

内記町長及び柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出があった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

最初に、昨日の真嶋議員からの一般質問の際、生涯学習課の答弁に関し、補足説明、訂正の答弁を求められておりますので、これを許します。

生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。昨日の真嶋実議員の一般質問に対する答弁において、一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。

1つ目の総合型地域スポーツクラブの整備状況に関する質問において、設立準備委員会の設置年月を令和7年5月と答弁しましたが、正しくは令和6年6月でございました。おわびして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

議長 質問者は、よろしいですか。

日程に戻ります。

一般質問は、質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制

限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

本日も開会前の抽せんにて決定した登壇順に従い質問を許します。

初めに、登壇順4番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3番 議席番号3番、普本歌織です。よろしくをお願いいたします。

まず1点目は、沢内地区小中学校の一貫校検討の進捗について伺います。（1）、沢内地区小中学校は一貫校化し、新校舎を太田地区に建設する計画で進んでいると認識しています。今年度はどのような計画で進める予定か伺います。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日の会議、よろしくをお願いいたします。

ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。私から今年度の予定についてお答えいたします。

現在どのような学校の姿が望ましいか、ほかの事例等を学びながら内部検討を行っているところですし、学校建設に当たっての補助金制度の仕組み、手続の流れを学んでいる状況にあります。

しかしながら、現状の大きな課題として、

小中一貫校の検討を始めた当時より社会情勢の変化が著しく、特に物価高騰による建設事業費の増大が見込まれる状況になってきております。

今後町では、保健センター建設をはじめ、大型のハード事業が続くことが想定されています。引き続き、望ましい学校づくりに向けて検討を進めてまいります。建設費等の増大による町財政への影響を考慮した協議も必要であると捉えております。

小中一貫校のあり方もですが、将来的な財政計画を考慮した上での検討を財政担当課と進めてまいりたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 今のご答弁の中にあつた物価高騰による事業費増が心配されるということで、最速で令和10年度に新校舎完成の予定で今のところ進んでいると認識していますが、それがまた後ろにずれていく可能性もあるということでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 はっきり断定した答えにはならないのですが、やっぱり全体の財政の部分、町の財政、そういった部分、全体の部分を踏まえての考えをしなければならぬタイミングに今来ていると思いますので、今何年度建設という部分のはっきりした答弁は申し上げられないところでありますけれども、財政面を考慮した町の財政全体を考えた上での考え、見通しを今進めていかなければならないタイミングであると捉えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 物価高騰による資材の高騰ですとか、調達ができるかどうかというところは、町民の皆さんも心配しているところだと思います。私もこのことについては、引き続き注視してまいりたいと思います。

(2)の質問に行きます。令和8年3月議会の私の一般質問でも小中一貫校設置の検討

状況について伺いましたが、そのご答弁の中で小中一貫校のあり方、特に西和賀の特色を地域活力につなげる取組について内部検討を進めているとのことでした。現在の検討状況を伺います。

議長 学務課長。

学務課長 現在の検討状況についてお答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますけれども、今はどのような学校の姿が望ましいか、ほかの事例等を学びながら内部検討を行っているところで、学校建設に当たっての補助金制度の仕組み、手続の流れを学んでいる状況にあります。

こうした検討の中で、さきの答弁でもお話ししたとおり、昨今の社会情勢の変化、特に建設工事費の高騰は、今後の町財政への影響が大きいことから、改めて今後のハード事業の予定を踏まえた上での検討を財政担当課と進める予定としているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 建設自体については、そのような状況だと思うのですが、学校の内容といいますか、今進めてくださっている教育内容的なところの進捗は、予定どおり進めていくということでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 望ましい小中一貫校のあり方、この部分は検討を進めていきますし、あとは学校さん、現場の先生方ともそういった部分、実際の学校運営の部分の協議とか、そういった部分も進めてまいりたいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 今ご答弁のあつた現場の先生方とともに検討を進めていくということは、本当に大事なことだと思います。そのように進めていただきたいと思います。

西和賀の特色を地域活力につなげる取組と

いうところを考えたときに、地域とともに教育を進めていくという意味だと私は捉えているのですが、学校側で地域を巻き込んでいくという取組はもちろんですけれども、地域の皆さんが学校に関わりたいと思うような気持ち、こんな形ならば、自分も関われるという思いを生かすということも大事ではないかと考えます。そういったところの見通し、もし今のところであればお知らせください。

議長 教育長。

教育長 おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

中身の充実については、そのとおりで、現在コミュニティ・スクールというのがあります。学校運営協議会、メンバー今ずっと大体同じような形ですが、その中に、やはり学校の教育内容を充実させたいという思いのある方も含めていきながら、学校の中でどのような学校づくりがいいのかなどというふうなことを話してもらえる方にも参加していただき、進めていきたいと思います。

私たちのコンセプトとしては3つありまして、1つは、誰もが学びたくなる学習がある、わくわく感がある学校。それから、誰がやるかということで、情熱ある教職員、本気の大人が集い新たな学びを創造する学校。そして、町の未来を考えたときに、西和賀町への交流、移住のきっかけになる学校というようなことを踏まえております。そういう議論ができるような、まず一つの組織でありたいなというふうに思っているところです。

また、地域の方々には、今までもボランティア活動としてだとか、NPO法人の方々にもかなりいろんな面で協力していただいております。昨日も話があった農業に関わることもありますが、そのほか観光体験であるとか、文化、芸術に関わる件だとか、福祉、スポーツ、地域の課題に関わることなどを話題にしながら、西和賀町で学ぶことをしっかり

と位置づけ、将来的には町に対する誇りを持ったり、また一時出ることがあっても、またふるさとに思いを寄せてくれるような子供たちの育成、温かい心のある子供たちの育成を目指して進めていきたいと思いますので、多くの方々とどのような形にすれば、そのような方向になっていくのか、また子供たちも交えていろんな場面で、大人も協議できるような形ができればいいのかなと思っていますところ。

以上になります。よろしくお願いします。

議長 普本歌織君。

3番 今ある仕組みも利用しながら、多くの人と検討を重ねていくというふうに捉えました。そのように進めていただきたいと思います。

(3)に行きます。小中学校の保護者や、これから小中学校の保護者になる保育所の保護者などへも計画の進捗などについて知らせる必要があると思いますが、その周知や意見聴取をどのように行う予定か、お知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 保護者等への周知や意見聴取についてお答えいたします。

以前の答弁でもお話をさせていただいたところですが、学校行事等で保護者が集まる機会に出向いて現状の説明や意見聴取をすることも重要であると考えております。

保育所も含め、保護者が集まるタイミング等を踏まえながら、対応を検討してまいります。

議長 普本歌織君。

3番 毎議会のように、この話もさせていただいていますが、本当に重要なことだと考えています。意見や思いを出す町民としても、全ての意見がかなえられるということ以上に、計画についてきちんと知らされるですとか、意見を述べる機会があるということがとても

大切であると考えます。どのような意見が出されるか、またどのように今後生かされるかについて、引き続き私のほうでも注視してまいりたいと思います。

次の質問に行きます。保育所統合後の通所支援について伺います。町の保育所、保育園は、今年度、令和8年度に統合し、湯田地区、沢内地区、各1園の統合体制が開始されています。保育所統合の検討委員会の答申では、統合するに当たり、送迎距離が遠くなる保護者への送迎支援の必要性が盛り込まれていたと認識しています。

令和7年6月議会での私の質問への答弁では、個々の保護者にヒアリングをし、負担軽減策を検討するというご答弁でした。送迎支援について、どのような検討がなされたか、また具体的な支援がなされているかどうか、お知らせください。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

保育園、保育所の統合に伴い、送迎距離が長くなることによる保護者の負担軽減については、これまでのアンケート調査やヒアリングの結果、送迎実態調査などを踏まえ、検討を進めてまいりました。

その結果、町全体としては、保育サービスの充実を図るとともに、特に影響の大きいご家庭には、個別の支援を行うことが適当であると判断し、令和8年度から延長保育の受入れと、移動費用に対する支援を実施することいたしました。

延長保育については、事前のお申込みにより、平日の保育時間を午後7時まで延長し、送迎時間が遅くなるご家庭の負担軽減を図ります。

また、特に影響の大きいご家庭には、転所に伴う移動費用の一部を支援し、ガソリン代や延長保育料にご活用いただくことで経済的負担の軽減を図ってまいります。

今後も利用状況や保護者の声を丁寧に把握しながら、必要な見直しを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

議長 普本歌織君。

3番 具体的な送迎支援について伺いたいと思いますが、こういった方に、どのような支援を行っていますか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

ほかの保護者の方よりも特に送迎距離が長くなるという方で、具体的には町の北側のほうにお住まいの方で、保育所、それまで通っていた川舟保育所からせんだん保育所まで送迎距離が延びます。また、今度仕事のほうに戻っていくのについても、往復で送迎距離が長くなるといったところがやっぱり一番ご負担が多く、ほかの保護者の方にも何とかできないかという声がございまして、それらの方について、ほかの方よりも送迎距離が延びた分のガソリン代か、あとはもし延長保育をご利用されとした場合の1か月の保育料に相当する金額を支援していくこととしております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 今の説明にあったように、貝沢以北、貝沢などから太田へ片道30分、冬はもっとかかる。小さいお子さんを連れて朝晩2往復されるという状況は、本当に大変なことだと思います。そういったところを受け止めていただいて、送迎支援が具体化されていることを評価したいと思います。

今対象になっている方以外に年度途中で対象者が出た場合も、送迎支援の対象になるということよろしいですか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

現在送迎の負担が増える方のみについてということで、これから入所される方について

は、もう既にせんだん保育所、湯本保育所をお選びいただくということなので、そちらの方については支援はなしということで、今後いずれ新しい施設ができてから、また全体的な検討をしていかなければならないかなと考えてございます。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 前の状況から困難が出た方が対象だということと受け止めましたが、年度途中であっても、これから利用する方であっても、困難は変わらないと思いますので、引き続き検討のほうをお願いしたいと思います。

今沢内地区の状況を伺ったと思うのですが、湯田地区で同様の方はいらっしゃるのかということと、湯田地区でも、そういった方が出た場合には、検討になるのかどうかというのを伺います。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

湯田地区にありましては、川尻、それから湯本保育園までの距離が5キロ未満ということでありまして、支援の対象の方よりも延長になる距離が少なかったために、現時点では支援の対象になる方はいらっしゃいません。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 町民は、湯田地区、沢内地区、それぞれ1園になったことに伴って、幼児期に必要な経験として集団を形成するという環境は維持されている一方で、不便や不都合があっても協力している面もあると思います。その気持ちと労力を酌んだ対応を今後も期待いたします。

次の質問に行きます。湯田地区保育園の新園舎建設について伺います。湯田地区保育園の新園舎は、令和8年度に着工し、令和9年度供用開始の予定であると認識しています。今年度は、どのように進める予定か、資材の

調達等問題なく行うことができる見通しかどうか、伺います。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

湯田地区保育園の新園舎建設につきましては、令和8年度中の完成、令和9年4月からの保育受入れ開始を目指して進めております。

今年度は、建設工事の施工管理を行いながら、事業主体である社会福祉法人に対し、町として補助金交付や関係機関との調整などの支援を行い、円滑な事業進捗に努めてまいります。

建設工事につきましては、令和7年度に完成した実施設計に基づき、入札、契約を経て着工しており、令和9年3月上旬の完成を目指して進められております。

また、資材価格の変動等、建設を取り巻く環境には注意が必要ですが、現時点ではスケジュールどおり進捗しておりますので、今後も発注者、受注者、関係者と連携しながら、工期内の完成に向けて適切に対応してまいります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 社会情勢の変化に伴って資材の高騰、十分調達できるかどうかという見通しが不透明なのではないかということで、先ほどの質問でも発言させていただきましたが、町民が不安に思っている面もあると思います。

しかし、その手だてを取っていただいているということで、そのように進めていただきたいと思います。

次年度始まることですので、そういった現場職員の皆さんと今までも連携を取って進めてこられていると思いますが、工事の進捗を含め、法人の皆さんと連携を密にする町側の体制ができているかどうか、伺います。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

まず、法人といいますか、保育園の園長先生、副園長先生とは定期的に会議を開きながら、あと理事会のほうにも参加をさせていただいて情報共有をしております。

また、設計管理についても、町内の設計事業者さんをお願いをして、工事等のコントロールをお手伝いいただくことになってございますので、その辺の連携をしっかりと取りながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 そのように進めていただきたいと思います。

次の質問に行きます。保育園留学について伺います。保育園留学は、令和 8 年度予算審議の中で、町外の方が 1 週間から 2 週間、町内に滞在しながら、子供を町内保育所に通わせることができる制度で、受入れ園をせんだん保育所とし、今年度 9 月頃より受入れを開始する予定であるという説明があったと認識しています。

(1)、予定が前倒しになり、7 月下旬から受入れを開始することになったと認識しています。変更の経緯を伺います。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

保育園留学につきましては、当初準備期間として約半年を見込み、今年度 9 月頃の開始を予定しておりました。

しかしながら、保育所での体制整備などが想定より早く進んだことに加え、国の地域未来交付金の事業採択や滞在場所の選定、調整も円滑に進み、さらに業務委託先の協力も得られたことから、開始時期を前倒しし、7 月 19 日からの受入れ募集を開始することが可能となったものです。

今後につきましては、子供の安全確保や保育現場への負担にも十分配慮しながら、受入れを円滑に進めてまいりたいと考えておりま

す。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 円滑に進んだ結果ということでした承しました。

委託業者の公表しているサイトを見ると、問合せ予約の受付が開始されていると認識しています。現段階での反響はいかがでしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 現時点で問合せを数件いただいております、申込みも数件ありまして、今手続を進めているところであります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 早くも問合せとお申込みがあったということで、期待するところでありますし、注視していきたいと思っています。

(2)の利用者の滞り場所、どの施設を予定しているかどうかについてお願いいたします。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

利用者の滞り場所につきましては、せんだん保育所への通園のしやすさに加え、ご家族が滞りするために必要な居住スペース、洗濯機や食器、寝具などの生活に必要な設備、テレワーク環境、さらに滞り中のご家族の生活面でのサポートや滞り前後の受入れ対応や施設管理などを総合的に考慮し、長瀬野地区にある宿泊施設を選定しております。

あわせて、宿泊、生活環境、支援内容を一体的に整え、受入れ募集を開始しているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 この保育園留学は、初めて行う事業ですので、滞り先になる事業者さんと業務内容の範囲ですとか、価格の設定であるとか、事業者さんにも多大なご協力をいただいている

と推察します。

事業内容の共通理解という面で、事業者さんと連携は十分取れているのでしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

選定をする前の段階で事前協議を何回かさせていただいております。また、選定が決まって、ある程度この概要をまとめていく際には、保育所の先生方も直接宿泊施設のほうも見学させていただきながら意見交換をして、まず方向性は一緒にして進めていける体制になっていると考えております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 本格的な実施はこれからですので、今後も受付段階ですとか、事業開始段階で様々な困り事、これはどうしたらいいのだろうというようなことが出てくるのではないかと推察しています。事業者さんに対する町としてのサポート体制はどのようになっていますか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

確かに1週間、2週間の短期の期間であれ、町に来ていただいて生活していただくということで、いろいろな問題とかが発生することが想定されます。先進的な取組をされている市町村の施設に今後、来週訪問して、ちょっと意見交換をする機会を取りたいと思いますし、あと今回全国の自治体と連携をしての事業というところで、そういったところと連絡を取り合いながら、その対応について検討して進めていければと考えております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 現段階では、1事業が滞在の受入れ業者となっているということでしょうか。今後増やす予定はありますか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 現時点では、長瀬野の宿泊施

設のみとなっておりますけれども、あと今後受入れをしてみて、利用希望者の方のニーズなどを把握しながら、施設を追加とか、いろいろ今後考えていきたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 (3)の質問に行きます。

利用者の滞在期間は、1週間から2週間と認識しています。どのような体験を提供できる見通しでしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

基本的には、せんだん保育所でふだん行っている保育内容に基づく体験を提供することとしております。

保育園留学の検討当初は、利用者に合わせて特別な体験メニューを準備することも想定しておりましたが、地域ならではの特色を生かした保育やふだんの生活、西和賀での自然体験そのものに魅力があるということでございましたので、まずはそうした体験を提供してまいりたいと考えております。

今後は、今年度の受入れ状況を踏まえながら、利用者のニーズを把握し、必要に応じて、より効果的に魅力を伝えられる体験内容やPRのあり方について検討してまいります。

議長 普本歌織君。

3 番 今のご答弁にあったような西和賀の自然環境ですとか、少人数の中で丁寧な保育が受けられるなど、特に都会に住んでいる人にとっては、大きな魅力があると感じています。

先ほどPRの仕方も検討していくというご答弁でしたが、こういったPR、魅力の発信ということは、どのような形で行われるのでしょうか。委託業者に依頼する形でしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

まず、基本的には、委託している事業者さんの公式ホームページなりを利用してPRをさせていただくこととしておりますが、地元

のユキノチカラさんの情報発信のほうにも今後連携をしていきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 委託業者さんを通して P R するという場合に、担当課のほうからこういったことを発信してほしいという連携は取れるのでしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

現在公開されているホームページについても、ある程度こちらのほうで写真なりを提供させていただいて、あと委託先のほうでマーケティングといいますか、利用者のニーズにある程度合わせた形で今 P R をさせていただいております。

今後問合せがあったりしたときには、例えば保育士の先生がふだんの保育の中でちょっと体験しているところを動画で撮ったりといったことで、個別的にそういった情報も P R 素材として活用できるということを相談してございましたので、そのような形で進めてまいりたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 町のほうの連携も取れるということで、そのように進めていただきたいと思います。

西和賀は、四季折々、どの時期にも魅力があると思いますが、西和賀ならではの冬を体験してもらうというのも大きな魅力の一つではないかと考えます。冬ですとか、雪の体験を押し出す発信をする考えはありますか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

確かに今現在委託先のホームページを見ますと、本当に全国各地の魅力を伝える写真なりがたくさんありまして、やっぱり西和賀では冬を中心にした P R がより効果的かなと考えております。

また、利用者のニーズとしても、冬休みであるとか、春休みとかの長期休暇に合わせた

ご希望も多いと伺ってございますので、その辺を検討しながら今後進めてまいりたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、（４）の質問に行きます。

ご答弁の中でも、受入れ園であるせんだん保育所と連携を取りながら進めているという様子を受け止めましたが、せんだん保育所との連携を十分取れているか、物的環境、人的環境とも十分な準備ができているかどうかについて伺います。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

保育所との連携につきましては、保育所統廃合や引っ越し作業、年度の切替えなどが重なる時期ではありましたが、情報共有や意見交換を重ねながら、体制整備や準備作業を進めてまいりました。

その結果、当初予定していたスケジュールを前倒しして、受入れ募集を開始することができたものと考えております。

また、物的環境、人的環境につきましても、保育所統合に伴う４月からの児童受入れに合わせて施設の修繕や備品の準備など、必要な対応を行ってまいりました。

一方で、老朽化の進む施設であり、猛暑や熊対策など新たな課題もありますことから、今後も入所児童をはじめ、大切な子供を安全に預かることを第一に、保育所と連携をしながら、適切な対応に努めてまいります。

議長 普本歌織君。

3 番 先生方とは引き続き十分連携を取りながら進めていただきたいと思います。

そして、せんだん保育所の保護者に対しても、特段の理解と協力をお願いすることになると思いますが、保護者への周知は行われていますでしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

保護者の方への周知につきましては、これから、具体的な受入れも見えてきたところもありますので、その分もうちょっと具体的な内容をお伝えして、ご協力、ご理解をいただくように努めてまいりたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 では、（５）番の質問に行きます。

この保育園留学を利用される方は、１から２週間滞在するというので、その間安心して滞在できるためには、地域の協力が不可欠だと思います。

地域住民も、この制度について知った上で、快く受け入れる土台づくりが必要だと考えますが、地域住民への周知はどのように行う予定でしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

利用者に安心して滞在していただくためには、地域住民や保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えております。特に滞在先となる長瀬野地区の皆様には、保育園留学の趣旨やお願いしたい内容についてまとめた資料を全戸に配布する予定としております。

あわせて、広報紙や町ホームページを通じた周知も行い、関係する皆様に丁寧にお知らせしたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 地域が温かく受け入れてこそ、利用される方が来てよかったという体験になると考えます。町としては、この事業を通して交流人口の創出、ひいては移住につながる施策として行う考えと捉えていますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

事業の方向性としては、議員おっしゃるとおりのところではございますけれども、その根本には、やっぱり少子化が進行している中でも将来にわたって充実した保育サービスを

維持することということを一つの大きな目標にもしてございますので、この辺と、あとはやわらかな定住というか、関係人口創出というのを一緒に取り組んでいければと考えています。

議長 普本歌織君。

3 番 子供たち、保護者に対しての充実した保育サービスという考えは、本当に大事だと思います。この事業を進めていくに当たっては、機会を捉えて町民に知らせていただくというご答弁でしたが、役場と地域が互いに困ったことですか、こうあるといいというようなことを風通しよく伝え合ったり、相談し合ったりする関係性をつくっていきけるかということが大変重要だと思いますので、今後とも注視してまいりたいと思います。

では、次の質問に行きます。教育留学の検討について伺います。令和８年３月議会の私の一般質問に対し、西和賀町教育環境を生かした教育留学のあり方について検討するというご答弁がありました。

先ほど伺った保育留学の小学生、中学生版のようなものなのかなと想像していますが、現在の検討状況を伺います。

議長 学務課長。

学務課長 教育留学についてお答えいたします。

先に行っている保育留学の状況を踏まえながら、西和賀町の魅力による教育留学のあり方についても検討を進めていきたいと考えております。

夏休みなどの長期休みを利用したお試的な滞在プログラムを構築し、実際の体験を踏まえ、西和賀のよさを感じ取っていただき、移住へつながるスタイルが望ましいと考えておりますが、滞り場所の課題等も考えられるところです。

少人数指導を生かした学習指導、自然豊かな町の魅力を体験でき、地域みんなで子供を支えている環境は、大きな魅力として移住に

つながるものと捉えております。

西和賀の大きな魅力を発信し、移住、定住につながる教育活動の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

議長 普本歌織君。

3 番 保育園留学でも言えることですが、来てくださった方は、様々な体験をして帰ると思うのですが、受け入れる側、町の小学生、中学生にとってもメリットがなければいけないと思います。子供たちの成長にとって、どのようなメリットがあるとお考えですか。

議長 教育長。

教育長 私から、どのようなメリットということでお話しさせていただきます。

現在やはり 1 クラスの人数が決して多くない状況にあります。その中で、他の地域から来てくれる子供たちと意見交流するということ、それから新たな見方を培ってもらえること、外から見た西和賀町というの、外部から来た子供たちにとっては新しい発見があり、それをまた住んでいる子供たちに伝えていただくことによって、もう一回ディスカバリー・ジャパンではないですけども、西和賀町ということで新たな発見が生まれるように思いますので、そういう意味ではすごく教育的な効果があると思います。

また、そこから一時的にまた離れていっても、その学校さんと、また生徒さんと交流を図るきっかけづくりにもなるかと思うので、そういう意味では、すごくグローバル化していくのではないかなというふうに思っております。

以上になります。

議長 普本歌織君。

3 番 子供たちにとっても大きなメリットがあるということを伺いました。今後の検討を注視してまいりたいと思います。

6 番の質問に行きます。町立さわうち病院による「いのちの教育」について伺います。

町立さわうち病院では、院長先生による講話を町内の小中学校、県立西和賀高校などで実施していると認識しています。西和賀の施策として、生命尊重の精神を子供たちに伝えるためにも大変重要な事業であると考えますが、今年度は実施されるでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 病院における「いのちの教育」についてのご質問についてお答えいたします。

当院小原院長による小中学校、高校での講話につきましては、令和 6 年度に西和賀高校 1 年生を対象として、緩和ケアの講話を行っております。これを皮切りに、昨年度からは、沢内中学校全校生徒と保護者の方を対象に、あと同じく昨年度から、沢内小学校 6 年生を対象に講話を行っております。

講話の内容につきましては、西和賀町における地域医療の歴史や院長がこれまで経験した緩和ケア事例を基に、「いのち」の大切さを伝えることのほか、医療職の魅力などについてお話しされています。

小原院長は、令和元年に西和賀さわうち病院長に着任後、改めて深沢晟雄村長の功績を再認識し、生命尊重の精神を引き継ぎ、語り継ぐ決意をしたと申しております。「いのちの授業」による児童生徒たちの反応は、予想以上に大きく、子供たちの純粋な心に触れ、こちらも多く学びを得ており、今後も病院全体でこの活動が続けていきたいと話しております。

今年度におきましては、さきにお話ししました 3 校のほか、湯田中学校でもお話しさせていただく予定になっています。そのうち沢内中学校においては、シリーズ化をしていただき、今年度は当院の看護科職員が講師として出向く予定としております。

議長 普本歌織君。

3 番 今年度も継続される予定ということで、本当にいい事業だなというふうに思っていま

す。そして、内容も昨年度からまたグレードアップしてということで、期待したいと思います。

今いろいろな社会情勢の中で、この生命尊重の精神が本当に輝くときなのではないかと感じているところであります。

私も実は、中学校の保護者として、昨年院長の小原先生の講話に参加させていただきました。中学校の職場体験を通して、さわうち病院で研修した生徒にも生命尊重の精神を伝えているということも知りましたし、先ほどお話にあった小原先生の緩和ケアのご経験からのお話は、最前線で命に向き合ってきた、そういった実感を伴っていて、それを聞いていた生徒たちも思わず涙するというような場面もあって、子供たちに本当に重要な教育をしてくださっているというふうに感じています。

町のこうした命と健康を守ることが何より大切なのだという姿勢を伝えることが、地域への誇りを伝える、育てることにつながると考えますが、そういった視点で今後も継続されることを望みますが、継続を考えていらっしゃるかどうか、伺います。

議長 病院事務長。

病院事務長 ありがとうございます。小原院長のほうも、今後も継続していきたいと話されておりましたので、引き続きやっていきたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 そのように進めていただきたいと思います。

それでは、私の質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

議長 以上で普本歌織君の一般質問を終了します。

ここで10時55分まで休憩します。

午前10時47分 休 憩

午前10時55分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順5番、唐仁原俊博君の質問を許します。

唐仁原俊博君。

6 番 6番、唐仁原です。よろしくお願いいたします。では、早速質問に入ります。

まず、熊の被害への対応についてです。先月町内で熊によるものと思われる人身被害が発生しています。まずは、亡くなられた方、それから遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。

それで、本定例会の冒頭で町長からの行政報告でも本事案についての報告がありましたけれども、この事案に対して、町が把握していること、それから町として行った対応をいま一度伺いたいと思います。

また、この事案を受けて、これまでに町が行ってきていた熊対策に関して、変更したり、あるいは拡充するような点があるか、併せて教えてください。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

議長 農林課長。

農林課長 おはようございます。お答えをさせていただきます。

ちょっと行政報告のほうと重複する部分もありますけれども、お答えをしたいと思います。令和8年5月20日、西和賀町小繫沢の山林において、山菜取りをしていたと思われる西和賀町民の方に関わる重大な人身被害が発生し、近くにお住まいの男性がお亡くなりになりました。死亡原因は、熊に襲われた可能性がございます。

この件につきまして、西和賀消防署、北上警察署、西和賀町猟友会、西和賀町の農林課が、男性の救出を目的に対応をいたしました。この際、被害男性付近に熊がとどまっていたことから、岩手県からの有害鳥獣駆除に係る

口頭許可に基づき、西和賀町猟友会の有害鳥獣駆除実施隊員により、猟銃を使用し対応したものでございます。これにより、熊は現場から逃走しました。熊に銃弾が当たったか否かについては不明です。その後、同日午後、被害現場付近にツキノワグマの捕獲を目的としてわなを設置しております。

町としては、告知端末、町公式ホームページ、町公式ライン、広報車により、町民に対して注意喚起を実施しております。

今後も引き続き、町民に対する注意喚起の継続と被害防除対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。今答弁いただいた中に口頭許可という言葉がありましたけれども、これは通常であれば、書類のやり取りでやるところを、緊急性が高いということで、口頭でやり取りをしたという認識でいいでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

県の口頭許可については、有害鳥獣駆除対策の許可になりまして、本来であれば、議員おっしゃるとおり書類のやり取りをしてから実施をするものになりますけれども、緊急性が高いということにより、電話による口頭許可をいただいて実施をしたというものになります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 確認のために伺いたいのですけれども、今回の対処に関しては、緊急銃猟ではなくて通常の対応として行ったというふうに伺っています。緊急銃猟をするに当たって、周りの環境がネックだったというふうに伺っていますけれども、その点についてちょっと教えていただけますか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

5月20日の当日なのですけれども、町としても緊急銃猟を実施するつもりで、ある程度準備をして、現場のほうに向かいました。ところが、民家からまず約200メートルほど山林の中に入ってということで、近くにそういった建物ですとか、使用されている農地もないような状況、要するにもう山林の中、やぶの中というような状況だったものですから、これは緊急銃猟には当てはまらないということで、そういう場合については、今度は県の許可をいただかなければ実施できないということになっておりましたので、そのような対処をしたところでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。

次の質問に行きますけれども、昨年度も非常に熊の出没が多かったですし、それから前の前、令和5年度も非常に熊の出没が多い年でした。町としても、それに伴って様々情報発信を行ってきたものと認識しています。

今年、今年というか、今年度に関しても、雪解けからすぐに熊が出てきて、町としても警戒を強めてきたところだと思います。様々情報発信されているとは思いますが、住民とか観光客に対する熊に関する情報発信について、町が感じている課題があるかというところと、それに対して対策が講じられそうかというのを教えてください。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

熊に関する情報発信についての課題ですが、告知端末、町公式ホームページ、町公式ライン、広報車、県の公式ライン「ベアーズ」により情報発信に努めており、観光協会とも連携し情報共有をしております。

発信した情報に対する住民の捉え方は様々

です。日頃から安全対策を取る方もいれば、好奇心から現場等に近づく方もおります。

今後の対策としては、他市町村で取られている有効な対策を随時取り入れ、町民の鳥獣被害対策に対する意識の向上を目的とした情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 今観光協会とも連携をしてというお話でしたけれども、観光客に対しては、具体的に住民とは別で何か呼びかけたり、何か掲示物を出したりということがあるのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

先ほど申し上げたとおりなのですが、町の公式ホームページ、それから公式ライン等々、それを活用して情報発信をしているということで、観光協会さんとも打合せも一度させていただいて、やはりこういった熊に対するどういったことをしたらいいのか、そこから辺からいきなりこういうふうな状況になってしまいましたので、観光協会さんもちよつと分からないということで、打合せをしながら、対策についても情報発信をしているということになっております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 昨年度の話ですけれども、実際熊が結構出没していたにもかかわらず、観光客で来ているとおぼしき方々から、この辺りは熊のニュースがなくていいですねというふうな話が上がったりしていました。

今年度に関しては、事故があったこともありますし、ちょっと来られる方々も認識が違って来るかなとは思いますが、いろいろと対応を考えて行っていただければいいなと思っております。

次に行きます。これも今年の5月ですけれども、岩手県が指定管理鳥獣捕獲等事業の一

環として、熊の指定管理捕獲を通年にわたって実施するという方針を示したというのが報道で流れていました。

通常であれば冬季のみ行っていたのを5月からやるよというニュースだったわけですが、これに関して、西和賀町では実施状況がどういうふうになるのか。

それからあわせて、県との連携全般に関してどういった状況であるか。課題を感じているとすれば、どういうところかというのを伺いたいと思います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

ツキノワグマの個体数管理を目的とした指定管理鳥獣捕獲事業については、本年4月30日に岩手県自然保護課からの説明があり、5月後半に西和賀町内において複数台の箱わなを使用し、実施されております。

また、岩手県からは、鳥獣被害対策全般に係る事務及び被害防止に係る技術的な面においてご指導をいただいております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 実際町内何か所かわなを仕掛けて、もう既に捕獲されていたりするような状況なのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

設置個数とか、設置場所については、ちょっと口外をしないこととしておりましたが、一応その状況としましては、設置をして、そして実際に捕獲にも至っているということでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 関連で伺いたいのですけれども、先週ですか、岩手県下の熊の推定個体数に関して調査の結果が出たということで、2020年まで

の3年間で行われたのが前回の調査ですけれども、そのとき3,700頭だったのが、2025年までの2年間に行った調査だと5,200頭ぐらいのようだという結果になったようです。

前回の調査と比べたときに、より熊の生態に即した調査方法でやったことも影響があるのではないかという話のようですけれども、非常にどうやらもっといたということに関して、県から何か話があったりとかというのは、もう既にしているのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

先ほど議員がおっしゃったとおり、私も報道のほうで5,200頭ほどの熊が県内に生息しているというニュースは見ております。このことについて、直接個体がこのように増えているのがどういった理由だとか、そういった話は特にないのですけれども、自然保護課さんと個体数管理の打合せをする際には、やっぱりその話題になりまして、いずれ増えているというようなお話でした。

どういった調査方法を取っているのかまでは、ちょっとはつきりは私も存じ上げないのですけれども、いずれそのように増えているので、定数管理についても、県としては進めていきたいというふうなお話だったということでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

次の質問に行きます。令和8年度当初予算で有害鳥獣駆除業務委託料の増額であるとか、鳥獣被害を防止するための補助金の拡大、それから創設が図られています。

この鳥獣被害防除機材設置補助金であるとか、放任果樹伐採事業費補助金であるとか、あるいはツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金に関して、問合せとか申請の現状を伺いたいと思います。

また、今年度補正予算で増額する必要があるかどうか、今どのように感じているか、併せて教えてください。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

今年度新設及び拡充を図った鳥獣対策事業の実施状況ですが、問合せの数はカウントしておりませんが、申請状況によりお答えをいたします。鳥獣被害防除機材設置補助金につきましては、今日現在で14件、放任果樹伐採事業費補助金については、今日現在で4件、ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金に関しては、今日現在で28件となっております。例年と比較しても大幅に申請件数が増加しております。

現段階では、予算内で収まっておりますが、秋にかけて申請件数が増加すること考えられることから、今後補正予算対応が必要となることも考えられます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

次の質問です。5月1日から29日までの期間で、農林課のほうで狩猟免許説明会を実施されていたかと思います。こちらに対して、こういった反響であったかというのを教えてください。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをします。

狩猟免許説明会については、期間中に4回開催し、延べ5人の方が参加しております。説明会開催期間前に1度開催しておりまして、その際は2名の方が参加しております。狩猟免許取得に係る官公庁への申請届出や試験の内容、必要な物品、それから狩猟者の心得等について説明させていただいております。

参加者の方々においては、初めて聞く内容が多く、狩猟のルールや安全管理の重要性、また知識と責任が必要であることを理解して

いただいたと考えておりますし、狩猟免許取得を志す上での判断材料となったものと捉えております。

また、研修会については、今後も要請があれば随時開催し、対応してまいりたいと考えておりますし、研修資料が欲しい方にも随時配布をさせていただいております。また、実際に研修に来たいという方も、ここ二、三日でもいらっしゃるというような状況でございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。もともと山とか狩猟に関心があった方もいらっしゃるでしょうし、昨今の状況を見てという方もいらっしゃるのしょうけれども、住民の中から、銃を持つのはちょっとなど、ただわなだったらやってもいいのかなみたいの方もいらっしゃるって、やっぱり銃を持つというときに、安全性とか管理が大変になるというので、どうしようと思っている方もいるようでした。

ただ、わなの免許を持つだけでも、恐らく活躍していただけるのではないかなと私としては思っているのですけれども、町としてはどういう認識でしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

町では、狩猟免許取得に係る経費補助ということで、昨年度から増額をして対応させていただいております。実際に、先ほどの質問でもあったとおり、講習会を開いて受講者に説明をさせてもいただいているというような状況でございます。

議員お話しのような、例えばわなだけとか、そういった方も実際に現猟友会にいらっやいます。結局は捕殺とセットになることになりますので、できれば猟銃のほうも取っていただいて、人数のほうが増えていただければいいのかなとは思いますが、ただい

ろな個人の事情とか、思いとか、考えもあると思いますので、そういったわなだけといった形でも、それは補助の対象にもなりますし、活動していただくには大丈夫だというふうに考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。ちょっと熊対策について、改めての確認になるのですけれども、町としては法律にのっとってやっていることとか、あるいは県や国の指導にのっとってやっていること、それに加えて町独自でやっていること等、いろいろあると思います。できることは最大限やっているという認識でまずいいですか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをさせていただきます。

昨年度の熊の大量発生と、その前からじわじわと熊の発生というのは非常に増えておりました。熊以外の鹿であったりとか、イノシシであったりとか、そういったものも非常に増えているというような状況でございます。

いろいろなそういった状況を見ながら、対応については取らせていただいております。議会のほうでも承認いただいて予算もつけていただいたと。そういった中で、今回のような事故が起きたというのは、非常に残念なことではあったと思っております。

まず、やれる範囲にしかないのですけれども、町としてできることを、ほかのいろいろな市町村、他市町村の事例とかも非常に参考になるものもございますので、そういったものを取り入れながら強く対応を今後もしていかなければならないと感じております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。昨今の状況を見るに、西和賀だけでなく、基礎自治体での対応というのがもう限界が来ている部分

もあるのかなと思ってまして、今後県とか、より広域での対応というのを町としても要望していったり、議会としても声を上げていく必要も出てくるのかなと思いつつ、今年度の対応をまずしていただければなと思っております。

次の質問に行きます。今度は、第三次西和賀町観光振興計画の策定に向けてです。今年度、第三次の西和賀町観光振興計画の策定の年度に当たっていると認識しています。この計画策定までにどのような段階を踏むのか、スケジュール等、こういった体制で検討されているかというのを伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

令和8年度は、第二次西和賀町観光振興計画に基づく第2次アクションプランの最終年度となりますが、並行して令和9年度からの第三次西和賀町観光振興計画策定を見据えた事業評価、各種調査、情報発信分析を行ってまいりました。

それを基に、8月頃をめどに計画素案を作成し、9月中のパブリックコメント、関係団体への意見照会を実施、意見を反映した後に、西和賀町の総合的な観光及び商工業の振興に係る施策の推進に関し必要な事項を調査、検討するため、条例に基づき設置しております西和賀町観光商工推進協議会に諮りながら、策定に向け取り組んでいくこととしております。

なお、協議会の開催は、今年度3回ほどを予定しているものです。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。8月頃までに素案をつくるということでしたので、まだまだ検討段階かなとは思っておりますけれども、第二次観光振興計画、それから第1次、第2次アクションプラン等を実施されてきていると

思いますけれども、現時点で次期計画において変更するであろうとか、あるいは重点化すると考えられるような施策はあるのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

現時点において大きな変更点はございませんが、より充実を目指す項目といたしまして、地域や世代などに応じたツール、観光協会のSNSですとか、PR TIMESなどのウェブ媒体を活用した効果的な情報発信とデータ分析、情報の一元化の仕組みづくり、また来訪者の動向分析の傾向から、観光事業者と連携したモニターツアーの造成や周遊ルートの提案、イベントの集約化、関係機関との連携と実施団体への支援、起業、創業、継承、持続化に向けた支援、観光資源活用に向けたステップアップということで、まずかわまちづくり事業によるハード整備から湖面活用等の推進というようなことにつなげていきたい。また、インバウンドを想定した多言語表記などを考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

次の質問です。第二次観光振興計画の中で、本町の強みを生かすためにも、弱みを最小化するためにも、観光客のターゲットを明確化していくことは重要だと。それから、個人旅行が主流となった現在では、町や事業者で一律のターゲット設定は難しくなっています、今後はターゲットを細分化して事業を進めていくことが重要だと掲げられていました。

ターゲットの設定のために、これまでどういったような調査が行われたり、こういった議論が行われたかというのを教えてください。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

ターゲットの設定における調査内容といたしましては、観光協会のSNSデータによる

フォロワーの男女別、年齢別の傾向、投稿実績に基づくニーズの分析、またGPS位置情報データを活用した観光スポットを起点とする来訪者の動向調査、顧客満足度調査や各種イベント時のアンケート調査などを行ってまいりました。

それらの分析結果から、来訪者は40代以上が中心であり、30代以下の若年層、女性の割合が低いということ。また、高齢化による観光客の自然減が課題であるというふうに捉えております。

来訪者の少ない年代層をターゲットに捉えた重点的な働きかけによる誘客促進、リピーター増を目指すということで、ここ数年で新たに創業したカフェですとか飲食店、また錦秋湖を活用した体験型アクティビティ等、様々な観光資源が整いつつある状況を踏まえ、第三次観光振興計画策定に向け、今後の官民一体となった取組とターゲット層のマッチングについて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。この第二次観光振興計画においても触れられているところではあるのですが、事業者の規模が基本的にうちの町の場合小さいと、現実的な数字を言えば多分100人どころか、1か所に30人とか来たら、もう受け入れ切れないよというようなのが意味うちの町の特色かなと思います。

それから、今来客している層に関してのお話がありましたけれども、例えばどの事業者とかに関しても、8割以上が女性だよとか、あるいは8割以上が年配の人だよという、そこまでの偏りが無いのかなというのもあるのかなと思っています。

何が言いたいかというと、いろんな人が来ているという現状を考えると、ターゲットを

設定して施策を打つということも大事なんだけど、いろんな年代とか、いろんな属性の人にちゃんと情報が届くように様々な情報を発信していくということも大事なのかなというふうに考えているところです。

同時に、規模がそれぞれ小さくてもいいので、常時営業していなくてもいいので、お客さんが多いときとか、あるいは土日だけ、もしくは平日だけとか、そういうのも含めて、いろんな特色のある事業者が増えていくことがお客さんを取り込んでいくことにとって重要なのかなと考えているのですけれども、町の認識としてはどうでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 答えいたします。

ターゲットの分析結果からいたしますと、来訪者数の少ない年代層の獲得がまず重要であるというふうに捉えているところです。

また、若年層に響く情報発信に重点的に取り組む一方ですけれども、来訪者の中心となっている層というのもございますので、そこにも効果的な情報発信は引き続き力を注いでまいりたいというふうに思っているところです。

また、そこから見えてくるニーズへの必要な施策の検討ですとか、事業実施を行っておりますけれども、多様化するニーズというものの受入れ態勢の整備も重要であるというふうに捉えているところです。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。次期計画については、今後話が具体化してくると思うので、またこちらから質問させていただくこともあるかと思います。

次の質問に行きます。今度は、観光事業者の熊対策への支援について伺います。観光事業者から、お客さんに見えるような形でちゃんと熊対策をしているのだということを示し

たいのだけれども、なかなか難しいという声がありました。

隣の北上市では、商工業者が実施するツキノワグマ対策設備整備事業というのに補助金を出しています。西和賀町においても、観光事業者も使えるような、こういう商工業者向けの熊対策補助メニュー、これを設ける考えはないでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

現在町では、農林業を対象とした熊被害防除機材設置に係る補助事業を実施しておりますが、昨年10月、北上市の温泉旅館で熊による人身被害が発生するなど、当町でも観光業等における対策の必要性について、関係事業者から意見を聞くなどした結果、電気柵の設置等に係る支援要望もあり、今議会において補正予算の提案をさせていただきたいと考えております。

なお、対象に関しましては、中小企業基本法第2条第1項の各号に規定する、要するに観光業を含めた中小企業者というふうに考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 対象のものですけれども、電気柵や爆音機といったものになるということだったかと思うのですが、北上市のほうだと例として電気柵やフェンス、それから窓の格子、ほかにセンサーカメラなども対象になるようでした。こういったものに、より対象を拡大していくというような考えは、今のところありますでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 対象内容についても検討いたしましたが、まず農林課で行っている内容に沿った形というふうに考えました。カメラ等の設置もありますが、まず旅館というか、温泉にはなかなかなじまないというような話合

いも内部で行ったりした部分もございます。

まずは、今農林課の事業の中で観光業も含めてというふうに考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

今回の今後検討される補正予算ですが、これに関しては、国とか、県とかが何らかのメニューを用意しているものなのか、それとも町単独での事業なのか、まず教えてもらえますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 こちらにつきましては、町単独ということになります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 うちの町の場合、恐らくほかの町外の人が想像できないと思うのですが、全域が山の中にあるわけですし、農地だろうが、観光地だろうが、基本的に山の中にあるという状況を考えると、国や県に対しても、こういう状況のところなのだから、農地だろうが、観光地だろうが、補助金を用意してくれというふうに訴えていくべきかなと思っております。

今後さらに観光事業者とか、あるいは商工業者からいろいろ要望が上がってきたりするかと思いますので、それに対応していただければと思います。

次に行きます。今度は人材マッチングサービスの活用について質問をします。既に町内で様々な人材マッチングサービスを利用している事業者がいます。その中でも、今日ちょっと取り上げたいのが、短期就労と旅を組み合わせたマッチングサービスであったり、隙間時間で働ける求人サービスなどです。こうしたサービスがウェブ上で人を募って、働きたい人と働く先をつないでいるわけですが、私が把握している事例で言うと、短

期就労と旅を組み合わせたマッチングサービスでおてつたびというのがあります。それから、隙間時間を活用した求人サービスでタイミーというのがあって、これをもう既に町の中で使っていらっしゃる事業者がいます。

これがウェブ上で人を募っているということもあると思うのですが、従来であればなかなか届かなかった層が働きに来てくれたりというのが実際のようなのです。

今ご紹介したおてつたびというのは、宿泊場所を働く先の方が用意する。だから、基本的には無料で宿泊ができるということで、まさに旅をしながら働くサービスです。

それから、タイミーに関しても、1時間とか2時間とか、そういう短期のバイトの募集もあるし、どこかに行くついでに、そこで働けるというので人気があるようです。

さらに、今後も働きに来てほしいというときにサービスを介さずに、要は仲介手数料を通さずに直接連絡してもらってオーケーですよということのようでした。

面白いと思うのが、この話を聞く限り、こういったサービスを利用して働きに来ている方々というのが非常に気楽に働きに来ていることかなと思っています。例えばおてつたびで町に来ていた方が町内のカフェで働いていたのですが、この後どこに行くのですかと聞いたら、どこどこ県でミカンを取りますとか、つまりその業種とか場所とかにあまり縛られずにいろいろ選択しているという話です。さらに、町に来てみて気に入ったら、その後働きにではなくて、遊びに来たりするようなケースもありました。

そういうことを見ていると、これらのサービスを使っていくことが人手不足を解消するというだけではなくて、関係人口の創出であったり、さらには移住とか定住とか、そういうところまで結びつく可能性があるのかなと感じています。

町としても、多くの事業者を活用してもらえるように、例えば商工会と一緒に頑張って勉強会とか説明会を開いたりということもやってもいいのかなと考えたところなのだと思います、いかがでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、町内でもタイミー、おてつたびなどの短期就労のマッチングサービスを利用している事業者がいることについては把握しております。町内の生産年齢人口の減少等で人材確保が難しい状況下であって、有効なサービスであると考えております。

また、旅行を兼ねた隙間時間を利用した就労は、就労者にとって、また住民との触れ合いとか、その町をよく知るきっかけともなり得るということで、関係人口、そこからの移住、定住にもつながる可能性があるものというふうに捉えております。

町内の状況を確認しながら、関係機関と相談しながら、その勉強会等について前向きに進めるようにしていきたいと思います。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ぜひ前向きに検討をお願いします。

次に行きます。今度は、公務員の兼業、副業の弾力化についてです。1年ちょっと前、令和7年3月議会で私のほうから、事業所の減少とか、あるいは労働力不足という町の課題に触れながら、職員の副業、兼業を認めていくべきではないかという趣旨の質問を行いました。その際、国の動向や他自治体の事例を注視しながら対応を検討していく、それからキャリア形成について研究を進めていくという答弁をいただいております。

去年の6月に総務省のほうから文書が出ていまして、営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項についてという

ものがありました。この中で、いろんなことに関して触れられているのですが、まずちょっと私の認識違いだったなと思っていたところが、この通知の中で、地方公務員の兼業で人手不足を解消するというのは、ちょっとそれは考え方が間違っているよという指摘がありました。兼業の目的は、労働力として職員を動員することではなくて、あくまでも職員自身の自立的なキャリア形成や自己実現が目的ですと、兼業で得た学びを公務に還元して、行政サービスの質を高めることが大事です、それが地域課題の解決に結果的に結びつくのだと、そういった内容でした。

私が質問してから1年ちょっとたって、あるいはこういった総務省から通知が出ていることに関して、まず町として、どのように対応しているか、あるいはどのように受け止めているかというのを教えてください。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

公務員の兼業、副業については、令和7年6月に総務省から発出された技術的助言や本年4月の国家公務員における自営兼業制度の改正など、環境が大きく変化してきております。

地方公務員の兼業については、これまで国家公務員の基準に準じ、営利企業への従事は原則制限されてきましたが、今後は地域貢献や社会的意義のある活動については、任命権者の許可を得ることで兼業、副業を認めるとした柔軟な対応が求められているところです。

前回の質問以降の対応状況につきまして、具体的な取組には至っていない状況にあります。

総務省の通知については、兼業が職員自身の資質向上や職員の経験を公務への還元による行政サービスの向上に資するものと認識しておりますが、運用に当たっては、多くの課題もあると考えております。特に兼業に対す

る地域住民の理解の醸成、職場内における理解や業務負担の公平性など、具体的な許可基準の設定が重要と考えています。

先進自治体の事例を研究しながら、職員が働きやすく、かつ住民サービスの向上につながる仕組みとなるよう、慎重に検討してまいりたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今答弁いただいた内容と重なる部分もありますけれども、やっぱりその兼業の許可基準を策定して、それを役場の内外にちゃんと示すということが大事だぞというふうな指摘も検討されていた報告、分科会の報告書にはありました。その基準が不明確なまま許可を出してしまったり、あるいは住民がよく分からないまま、あれはどうなっているのだとなったりすると、やっぱりトラブルのもとということです。

なので、具体的に検討を進めていただければいいと思うのですが、一方で実際職員の方たちの意識がどうなのかなというのも重要な点かなと思ってしまして、兼業とか副業に関して、特に家業であったり、例えば田植をやるとか、稲刈りをやるとか、それ以外のことも含めて職員の意識というのがどうなのか、それを聴取するためにアンケートなどをやってもいいのかなと考えるのですけれども、それはいかがでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 兼業、副業のニーズというか、希望者の状況ですけれども、現時点では、具体的な希望者とか、そういった声をいただいているわけではありません。

ただ、ほかの自治体の例ですと、そういう制度が整うことで、やりたいという方も出てくるというような事例があるというのを聞いております。

そういった中で、営利企業での兼業、副業に対して、職員の意識を聴取するためのアン

ケートの実施については、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 卵が先か、鶏が先かという話かもしれませんが、実際にやりたいとか、やるのだったらやってみたいという声があるのであれば、制度を整備していくのに弾みもつくかと思しますので、検討していただければと思います。

次に行きます。今度は町の職員の働き方と、それからキャリア形成についてです。これも、昨年の3月定例会で私のほうからいろいろと質問させていただいた話なのですが、世の中的には人手不足になっていて、労働市場は売手市場であると。事業者としては、より魅力のある働く場所ですというのはPRしていますし、労働者のほうは、よりよい条件のところで働けるようにキャリア形成に努めているというのが昨今の状況だと認識しています。

ここで重要なのが働きがいということなのかなと思っていまして、働きがいのある会社研究所という組織がありまして、ここが働きがいというのを、働きやすさとやりがいの2つがセットになって構成されるものだというふうに話していました。

役場の働き方、それからキャリア形成というのを考えたときに、なかなか民間と同じようにはいかないというのは、それは当然だと思います。私企業と公でいろいろと違いがあるというのはそうなのでしょうけれども、とはいえ、働きがいを感じられなければ、やはりなかなか続けられないし、日々の業務もなかなかやっていけないのかなというふうに認識しています。

前回は、職員の意向調査を定期的を実施し、適材適所の人材配置や研修制度の充実に努めているという答弁があったのですが、何らかの仕組みをつくっていかないと、やは

りなかなか新しい取組に結びついていかないのかなと思っているのですが、その後いろいろ検討されたのか、それともまだ未実施であるかということをお聞きしたいです。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

手挙げ制の課を超えたプロジェクトの参画についてですが、前回のご提案以降、具体的な取組はありませんが、職員本人の経験や興味を生かせるような体制として、町では職員の意向調査を定期的の実施し、適材適所の人材配置や研修制度の充実に努めているところです。

職員のモチベーション向上や部署を超えた視点の獲得は、組織の活性化につながるものと認識しております。

引き続き、職員意向調査を通じて、本人の意欲や適性を踏まえた人事配置、ワーキンググループや研修制度を通じた対話の確保など、職員のモチベーションの向上に努めてまいりたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。そもそも人手不足だと言われる中で、ではこれから先どうやっていくのだということを考えるというのは、なかなか難しいことかなと思っているのですが、目の前の業務をこなしているだけでは、なかなか新しいやり方に取り組んでみようとか、挑戦してみようということが起きづらいのかなと思っております。

役場はどうあるべきかとか、あるいは町はどうあるべきかということを職員の方たちの中で積極的に話し合ってほしいなというふうに思っていまして、どういう組織であればよりよいか、あるいはどういう働き方であれば自分たちがより働けるかということに関して、そういう議論をする場を設定したりとか、そういった必要はないでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 確かに職員のやる気、モチベーション向上のためにこういった対話の機会を設けているですとか、課を横断したようなプロジェクトに参加するというのは、達成感が得られて、働き方としてはよいのかなとも思っておりますけれども、やはり少人数でありますので、なかなか本業を超えて他課のプロジェクトに一員として加わることは難しいのが現状かなというふうに考えております。

そうした中でも、ワーキンググループですとか、そういったプロジェクトではありませんが、事業、今職員のDXの推進に関しても、ワーキンググループですとか、そういった中で課を超えた職員が集まって話をする機会を設けたりしておりますので、そういった中でそういった意見を広めていって、他課の職員としても議論ができるような機会を検討していきたいと思っております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。以前にも町長が直接若手職員と研修をする機会を設けたりということもあったかと思っておりますけれども、そういった場をより増やしていったりというのはどうでしょう、町長。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今ご提案ありましたようなことは、常に頭に置いて取り組んでいくということが必要であると思っておりますし、お話のようにやった経緯もございます。時間の間隔を考えながら、その辺はまた随時考えていきたいと思っております。

ただ、基本的には、やはりそれぞれ役割分担があり、また組織上、今こういう状況であればこういう職員配置で頑張っていただきたいということで、人事異動等をしているわけですが、まずは自分が持った職場でしっかり結果を出していくという取組をして、今のようないろんな横断的なことにも関わっ

ていくということが大事かと思っております。

その結果を出していくというのは、いかに住民の方々のサービス向上につながるのかという視点をしっかり持ってやっていくことで、その場でありながらも、創意工夫と努力というものが出てき、そして一定の成果が出てくると、そこに喜びというのも出てくると思います。

そういうことをまず基本としつつ、さらにいろんな具体的なことで連携を取ったり、一緒にやっていくことが次につながっていくというふうに考えておりますので、そういう視点で職員の意識高揚、そして組織全体のパフォーマンスを高めていくというような取組をしていきたいというふうに考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。ぜひ引き続きよろしくお願いします。

次の質問です。今度は、町の広報戦略についてです。現在町に体系立った広報戦略というのが存在しないというふうに認識しています。広報戦略にも、広報にもいろいろありますけれども、例えば現在の町の公式サイト、こちらが運用開始から既に五、六年経過しているかと思っております。次の更新時期とか、どういったものにすべきかというのも、そろそろ検討していったいいのかなと思っておりますが、ホームページを更新するということに、単なるデザインの更新だけではなくて、誰に何を届けるのかという考えと一体で進めていくべきかなと思っております。

順序としては、広報戦略を先に策定して、それに基づいて町のサイトの設計を進めるとするのがいいのではないかなと思うのですが、まず広報戦略について、町の見解を伺いたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 町の広報戦略についてお答えいたします。

現在町公式ホームページは、令和2年から運用を開始しております。クラウドサーバーの容量やデザイン、セキュリティ上も支障が生じていないため、当面の間使用を続けるものです。

また、町の情報発信は、広報紙、ホームページ、公式ラインで行っております。広報紙では、QRコードを掲載し、ライン配信では、町のホームページへのリンク作成や、チャットボット機能により町ホームページへの誘導する仕組みを構築しております。

広報関連の計画、戦略、指針などの策定状況につきましては、一般財団法人地方自治研究機構の自治体広報戦略のあり方に関する調査研究によりますと、人口5万人以上の自治体であっても、広報関連の計画、戦略、指針などの策定をしている団体は、約3割にとどまっている状況です。

議員ご指摘の誰に何を届けるかという広報戦略の考え方は、重要であると認識をしておりますが、ホームページの既存の情報の整理をし、広報紙とライン、ホームページのクロスメディアを進め、利用者が求める情報にたどり着ける状況を目指してまいります。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。自治体の行う情報発信といったときに、大きく分けると町内、町外というのがあってと思います。今の町のホームページ、基本的に単体であるわけですが、いろいろと検討していく中で、では観光客向けにはまた別個何かを設けようとか、あるいは移住を検討している人たちには、こういうのを設けようという話も出てくるかなと思っておりまして、そういった部分も含めて検討をできることなら早めに始めたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今後ホームページの更新の際には、議員が今お話しいただいたような町内、それから町外向け、それからあと観光客、それから移住、定住向けの方々に対する視点なども検討の視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 では、検討をよろしくをお願いします。

それで、広報のあり方というのを考えるときに意識していただきたいのが、パブリック・リレーションズという考え方というか、概念がありまして、これは日本パブリックリレーションズ協会というところが定義したのだと、ステークホルダー及び社会との間で健全な価値観を形成し、継続的に信頼関係を築くための活動であって、その中心となるものは相互理解と合意形成、信頼関係を深めるためのコミュニケーションであるということを言っています。

ここで私が言いたいのは、一方的な宣伝というのがパブリック・リレーションズではないよということで、パブリック・リレーションズは、略すとPRです。だから、日本でPRと言ったときに、単純にチラシをまいたりとかというのがPRと言われやすいのですが、それに対してのリアクションであるとか、そこから先のコミュニケーション全般がパブリック・リレーションズ、PR、本来のPRだということです。

町がサイトをつくったり、あるいは広報紙を出したりというのは、その後のリアクションというのが当然起こるわけで、特に町外からの反応というのを、そこから先、適切どころにつなげたりとか、そういうことができたなら、充実したパブリック・リレーションズというのにつながっていくのだろうなと思っております。

今すぐに何をどうするという話ではないのですけれども、このパブリック・リレーショ

ンズというのを含めて、今後の広報戦略をどうしていくかということを考えていただければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 パブリック・リレーションズの観点についてお答えいたします。

広報紙では、パブリック・リレーションズを、町民や本町に関心を持つ方々に対して、まちづくりの理解を高め、参画をしてもらうためのきっかけをつくるものと捉え、広報紙を作成しているところです。

あわせて、電子媒体であるマチイロ及びカタログポケットを活用して、メディアミックスにも取り組んでいるところです。

今後は、パブリック・リレーションズの観点をより意識して広報紙を作成するとともに、ホームページの情報の充実を図り、広報紙とホームページ、ラインとのクロスメディアを促進してまいりたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に行きます。今度は、町の関わりしろについての質問です。今パブリック・リレーションズの話をしたのですけれども、西和賀が行っている活動とか、あるいは情報発信を見て、実際に自主的に何かやりたいと思う人たちというのがいるわけです。

私自身、いわゆる移住者でして、最初に町を知ったのから移住するまでは7年ぐらいかかっていますけれども、町を知るにつれ、人が減っていつているなど、事業者が減っていつているなどというのを見て、自分もここで何か事業したらいいのではないかなと思ったのが移住のきっかけの一つでした。

ただ、事業をやるといっても、それがなかなか収入に結びつくわけではないという厳しい現状もひしひしと感じているわけですが、とにかく情報を出したときに何らかの

反応というのはあるわけです。

特にここで言っている関わりしろというのは、関係人口の提唱者の一人とされている指出一正さんという方がいますけれども、その方が言っていることです。関わりしろというのは物をすごく端的に言うと、弱点あるいは関わりたくなるような雰囲気があるかということのようです。

例えば熱海市の事例なのですが、熱海市というのは、非常に著名な都市ですが、非常に空き家率が高いと。空き家率が高いのですよという情報発信をしていたら、芸術系の学生が来て、何かイベントができないかという話を持ち込んできて、アートイベントがあると。今も空き家を活用して何かいろいろやっていくという活動をしているようです。

というふうに、関わりしろを見せたときに、迎える側とお客さんという関係性ではなくて、何か一緒にできませんかと、何か一緒に解決できませんかという関係が生まれるということのようです。

西和賀においては、それが端的に表れていると思うのが、例えば地域おこし協力隊の募集のページ、町にこういう課題があって、こういうことができる人、やりたい人を探していますという情報が出ているわけですが、間口をいろいろ広げたときに、あるいは情報を発信したときに、私はこういうことだったらできるのですけれども、どうですかというふうな新しい仲間が見つかる可能性というのがあるわけです。

今後本格的にふるさと住民登録制度が始動すると思いますし、あるいは既存の関係人口施策、いろいろやっていっちゃいますけれども、それらとの連動も含めて、この関わりしろを示すこと、あるいはよりPRしていくことについて何か考えがありましたら伺えますか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

人口減少が進む中、町外の方々を単なるお客様ではなく、地域の課題解決や価値創造を共に担う仲間として迎え入れることは、本町の持続可能性を高める上で重要であると認識しております。

また、議員ご指摘のとおり、町外の個人や事業者が本町に対して抱く、何か役に立ちたい、資源を活用して何かを始めたいという主体的な意欲を具体的な行動につなげていけるかは、町の活性化にも重要な視点であると認識しております。

しかしながら、現状では、町外の方が関わる際の明確な窓口や地域の課題、資源を一覧できる仕組みが十分とは言えません。

そこで、今年度から地域価値創造プラットフォーム形成事業で、関係人口の取組を推進するとともに、県から過疎地域等政策支援員の派遣を受け、関係人口を制度として定着させる仕組み、特にふるさと住民登録制度について調査、検討を進める予定としております。

まずは、このふるさと住民登録制度の受入れ態勢を構築するに当たり、行政が抱える課題だけではなく、地域コミュニティーが直面している困り事などを整理したいと考えております。その上、町外の方々が自身のスキルなどをどう生かせるかイメージしやすく、自発的に関わりたくなるような仕組みづくりに配慮してまいりたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。こういう関わりしろ、こういうところがあるよというのを提示したりとか、あるいはそれを見て、こういう形で関われないですかと人が来たときに、それを適切につなげていくというのは、別に行政にしかできないことではないと思っていますので、これは住民とか、あるいは事業者の意識も問われてくるのかな

と思っています。

なので、今後も引き続き、いろいろ行政に対しても質問や提案をしていきたいですし、住民に対しても呼びかけていこうと思っています。

次の質問に行きます。今度は、プレスリリースに関してです。町では、昨年度からオンラインでのプレスリリース配信サービス、P R T I M E Sを本格的に利用開始していると認識しています。現在の利用プランであるとか運用体制、それから使ってみて、これまで反響はどうかというのを伺います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 オンラインでのプレスリリース配信サービスの活用状況と反響についてお答えいたします。

初めに、利用プラン及び運用体制についてです。本町では、令和7年度の雪を活用した商品開発、情報発信業務の一環として、民間大手のプレスリリース配信サービス、P R T I M E Sを令和7年10月から試験的に導入いたしました。

利用プランにつきましては、令和8年度末まではプレスリリース配信を無料で利用することが可能な枠組みを活用しており、費用負担を抑えた運用を行っております。

運用体制としましては、ユキノチカラプロジェクト協議会が取材や記事の作成を担い、当課が内容の最終確認をしております。

次に、これまでの反響についてです。令和7年10月から今年の令和8年5月31日までの8か月で27件の情報を発信し、データによりますと、記事が閲覧された延べ回数を示すページビュー数は、合計で6万1,424回に達しております。

また、実際に記事を御覧いただいた実人数を示す訪問者数におきましても6万1,356人で、多くの方々に本町の情報が届いているものと考えております。

発信内容は、西和賀町の合併20周年記念事業を皮切りに開始し、当初はユキノチカラ関連の新商品の情報が中心でしたが、その後は町の様々なイベント情報を併せて発信するなど、情報発信の幅を広げております。

特に本年4月に配信しました「春だけ現れる“湖の森”西和賀町の水没林が見頃に」に関する記事では、単体で1万1,357回のページビュー数と1万1,342人の訪問者数を記録いたしました。

この記事のアクセス分析を行った結果、グーグル等の検索サイトからの流入が上位を占めておりまして、読者が関心を持って自発的に情報を探しに来ていることが分かりました。

加えて、全国のニュースサイトをはじめ23のメディアに記事が転載されるなど、波及効果がデータとしても可視化されております。

このほか「岩手芸人・秋田芸人 北上線でランデヴー」のお笑いライブの開催告知、「西和賀・採れたてわらびフェア」、「第46回錦秋湖湖水まつり」など、イベント情報においても数千回に及ぶページビュー数を集めております。

一方で、報道機関による実際の取材件数や町及び事業者への直接のお問合せ件数の増減などにつきましては、プレスリリースを見ての反響かどうかの切り分けが難しく、当課としては詳細な件数を把握するには至っておりません。

しかしながら、ページビュー数や訪問者数という客観的なデータからは、本町の情報が全国へ届いており、認知度向上に確かな効果を上げているものと評価をしております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。町のサイトだと、掲出期間が過ぎたら、その記事を取り下げてしまったりとか、あるいは関連団体とかのSNSもしくはホームページなどでも、な

かなか情報がアーカイブされていくというのが難しい中で、このPRサイトを使っていた場合に、毎年こういうことが行われているのだなという情報とか、こういうことをやってきた町なのだなということが伝わるかなと思いますので、今後も活用しながらいろいろと役立つ知見を得ていただければなと思っていますところです。

次の質問なのですが、これは全く定量的なデータではないのですが、私、よく町外から来たような人に、どこから来たのですかというのと、何で町を知ったのですかというのを聞くようにしているのですが、最近だと、事業者がやっているインスタを見てきたという若い人がいる一方で、若い人でも、年配の人でも、テレビを見てきましたという方がたくさんいます。

割かし立て続けにNHKに取り上げられた影響とかもあるかなと思っていますところです。どこから来たのですかというので、ちょっと前は県南あるいは北上、花巻が多かったのですが、最近は盛岡も増えてきているように私は個人的には感じているところです。

ですので、SNSの活用というのは、これまで町も取り組んできたところだと思うのですが、マスメディアに対しての働きかけというのをより強めていってもいいのかなというのと、あるいは盛岡、あるいは北東北の主要都市などで読まれるようなタウン情報誌、これに対しても働きかけをしていっていいのかなと思っています。

今通常のプレスリリースだと、岩手県内の主要な報道機関への投げ込みが主だと思いますけれども、こういうふうに対象を拡大させたりすることについて、町としてお考えを伺います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 町のプレスリリースについてお答えいたします。

プレスリリースの運用については、お見込みのとおり、北上記者クラブに加盟している新聞社やテレビ放送局など15社に対して投げ込みという形で、一斉に情報提供を行っております。

また、西和賀町の観光協会では、北上記者クラブへの投げ込みのほか、秋田魁新報社への折り込み広告の実施やPR TIMESの活用などをしていると伺っております。

また、さらにそば祭り実行委員会では、秋田魁新報へのプレスリリースなども実施しておりますし、錦秋湖マラソンでは河北新報社との関わりにより誘客に効果があると伺っております。

記者クラブ制度は、メディア各社に公平に情報を提供することが原則とされておりますが、特定の報道機関に情報を提供することは可能と考えております。

しかしながら、例えば秋田魁新報社に情報提供を行う場合に、地域欄というところが、岩手の情報ページがなかったりする場合もあるので、掲載には難しい状況も想定されるため、個別での調整が必要であると認識しております。

また、県内のタウン情報誌等への対応につきましては、現在タウン情報誌側の企画に沿った情報を求められたときに、こちらから、観光商工課から情報提供しているという状況です。

今後の対応といたしましては、現在試験的に運用しているPR TIMESの効果を検証しつつ、発信する情報の内容によって、どのような手法が効果的であるか、また主催側の受入れのキャパなども踏まえた意向も捉えながら、観光商工課などと協議する必要があると考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。私、今もフリーのライターをやっております、フリー

のライターをやっておると、いろんなPRが届くのですが、基本的に読まれないものなのですが、やり方を工夫しながら、いろいろとこれも知見を積み重ねていただければと思います。

以上で私の質問を終了します。ありがとうございました。

議長 以上で唐仁原俊博君の一般質問を終結します。

以上で本日の日程は終了しました。

明日6月17日は休会、明後日18日、最終日は補正予算の審議等を予定しています。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後 零時05分 散 会